

育児休業取得証明書

保護者記入欄	
ざいせき 在籍 ふりがな 児童名	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)

尼崎市長あて

※事業所記入欄(事業所が必ず記入してください。太枠内をもれなく記入してください。)

本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立し、刑法上の罪に問われることや、認定及び利用を取り消す場合があります。

次のとおり、育児休業法に基づく育児休業を取得することを証明します。

育児休業を取得する保護者	氏 名:
	住 所:
育児休業を取得する対象の児童 (生まれたお子さま)	氏 名:
	生年月日: 年 月 日
育児休業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
復職予定日	年 月 日
(証明年月日) 年 月 日 事業所所在地 _____	
事業所名 _____	
(記入担当部署・担当者名) 代表者名 _____	
電話 - - _____	

- ※ 出産後、育児休業の期間が確定してから証明してください。
- ※ 上記の証明内容については、事業所に確認する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 記載内容を訂正する場合は、事業所の記入担当者の訂正印をお願いします。
- ※ 記載方法について不明点がある場合は、こども入所支援課(06-6489-6369)までお問い合わせください。

施設・尼崎市記入欄			
こどもコード			
施 設 名			
児 童 名			
(生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)

この証明書は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)に該当する労働者が取得する育児休業が対象となります。

(育児休業の対象となる労働者／同法第2条第1項、第5条第1項、第4項、第5項 抜粋)

- 1 育児休業をすることができる労働者は、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者であること
- 2 雇用の継続のために特に必要と認められる場合は、2歳に達するまでの子について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる
- 3 期間を定めて雇用される者は、子が1歳6か月に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでない場合は、育児休業をすることができる。

※2歳に達するまでの子について育児休業をする場合は、「1歳6か月」を「2歳」と読み替える。

(育児休業の対象とならない労働者／同法第6条第1項 抜粋)

- 1 日々雇用される労働者、労使協定で定められた一定の労働者

※尼崎市の保育施設等利用における育児休業中の継続入所は、育児休業の対象となるお子さんの満1歳を迎える日(誕生日の前日)が属する月の末日までです。